

令和8年6月25日

事業主各位

大田原労働基準監督署長



製造業種に係る高年齢労働者の労働災害防止セミナーの開催について

日頃より労働基準行政の推進につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法第62条の2第2項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」が令和8年4月1日から適用されることとなりました。

大田原労働基準監督署管内での令和8年5月末の全産業における労働災害発生件数は116件と前年同時期よりも24件増加し、特に製造業における労働災害発生件数は前年同時期よりも26件増加（令和7年：12件、令和8年38件）しており今後も予断を許さない状況です。災害の内訳は50歳以上の労働者が半数以上を占めており、高年齢者の労働災害に対する対策が急務となっております。また、年々健康診断の有所見率が上昇しており労働者の半数以上が何らかの有所見を抱えて勤務している実態が認められることから、労働者への健康障害防止対策も併せて求められています。

これらの状況から、標記説明会を下記のとおり開催いたしますので、御多忙中とは存じますが、健康管理及び安全管理を担当する方等の御出席をいただきたく御案内申し上げます。

なお、資料の準備等の都合もありますので、下記QRコードまたはURLにて7月22日（水）までに出席者登録を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 令和8年7月29日（水） 14時00分から16時00分まで
- 2 会場 黒磯公民館（いきいきふれあいセンター） 大会議室
栃木県那須塩原市桜町1-5
- 3 内容 (1) 労働災害の現状と対策について
(2) 高年齢者に係る労働災害防止対策について
講演：栃木産業保健総合支援センター
(3) 労働者の健康管理について

※定員は90名で、先着順となります。参加費は無料です。

※事業場ごとの人数制限はございません。

※登録完了後の通知メール等は発出されません。

※お申込みページは当署ホームページからもアクセス可能です。ご不明な点は、下記担当までお問い合わせ下さい。



↑お申込み用QRコード

↓お申込み用URL

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou09/20260729>

【問合せ先】大田原労働基準監督署 柏木

電話：0287-22-2279